

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に定める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）アクションプラン進捗管理表（AP5(4)安全文化醸成）

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|---|------|--|
| 目的 | QMS高度化で実施してきた取組みを加速して安全文化醸成施策を実施し、不適切な事象が再発しない組織風土を確かなものとしていくとともに、国からの要求に対応できるような施策を策定・実施する。 | | (1) 現行活動の評価、速やかに実施する取組みの選定・実施(H19.5月～10月) 国が整備中の「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組みを評価するガイドライン」における安全文化醸成の取組みを把握する14の項目に当社の現状の安全文化醸成活動を照らし、活動等が不足していると考えられる安全文化の要素を整理する。さらに、速やかに実施していく取組みを選定し実施する。 (2) 中期的な活動の検討、実施(H19.10月～) 安全文化醸成の取組みについての評価結果を分析し、他社の良好事例等を参考にして、中期的な活動計画を明確にする。そして、追加施策を策定し、実施に移す。 活動計画において策定する内容：「体制、仕組み」、「施策、評価法」、「ヒューマンファクターの検討体制、仕組み」 (3) H19年度の活動の評価、次年度活動の検討(H20.1月) H19年度の活動が実効あるものになっているか、不足している活動要素は何か等について評価し、活動計画を見直すとともに、マネジメントレビューへのインプットとする。 |
| 要求事項 | (1) RCAにおける「トップマネジメントおよび本部経営層の「安全文化の意識浸透」に対するリーダーシップを十分発揮させるQMSとする」ことへの対応。 (2) 安全管理技術評価WG意見「安全最優先の考え方の浸透が重要」への対応。 (3) 発電設備終点検での不適切な事象についての要因分析から、「コンプライアンス意識の不足」「工程優先等経済性重視の考え方」「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」「社内規定・要領に対する判断・遵守に対する考え方」「事業者としての説明責任」等に問題があることへの対応。 (4) H19年12月の保安規定改定で記載する安全文化醸成のための体制を含めた検討。 (5) H20年度から実施される、安全文化の劣化防止に係る保安検査への対応。 (6) 人的過誤の不適合事象に係る取組みにおける保安検査等への対応。 | 実施内容 | |

| 実施事項 | スケジュール | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | | |
|---|--|---|---|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|-------|----|
| | H18年度 | | | H19年度 | | | | | | | | | | | | | H20年度 | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | | | 3 | 上期 |
| (4)安全文化醸成施策の実施 | | | | | | | | | | | | | | | ・3/26: 東京大学飯塚教授 ・3/27: 原子力安全委員会 防災部会委員吉村秀實氏 ・4/19: 北村正晴氏 2号定検終了後～1号定検開始までの間に全所員で実施予定 アセスメント受診 10月17～18日 | | | |
| ①個別施策の実施(RCAからQMS高度化としての取組み) ・講演会の実施 ・社長のビデオレターの作成 ・モラル教育の実施 ・コンプライアンス教育 ・積極的な情報公開の推進 ・ふれあい活動の実践 ・協力会社との親睦行事の実施 ・提案箱の設置 | 個別の施策実施 (3/26) 経営層向け講演会 (3/27) 品質保証所内講演会 ▼3/7(H18年度分) ▼(4/18) 原子力エネルギー月間安全講演会 ▼収録(5/9) [CSRの計画により全社的に実施] ▼10月(H19年度分) ▼9/11 ▼7月末～8月上旬計画 計画実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②現行活動の評価 | 現行活動の評価 安全文化ガイドラインを参考に現行活動を評価 実施(4/29) ▼実施(4/29) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③速やかに実施する施策の選択、実施例 ・管理責任者メッセージ ・技術者倫理教育の推進 ・異業種間交流 ・組織風土評価活用(原技協等) ・eラーニング活用 ・法令、社内規定教育 | 施策の実施 速やかに実施すべき施策を選択し実施する ▼アセスメント事前会議(9/12) ▼アセスメント受診状況 8/23 ▼実施 8/29 決定 ▼保安申請(9/28) ▼省令公布 8/9 ▼保安認可予定(12/14) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④保安規定の改正検討 | 改正検討 安全文化醸成のための体制を保安規定に記載 自己評価結果をもとに中期的な計画を策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤中期的な活動の検討・策定 | 中期的な活動 追加施策の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥追加施策の実施 | 追加施策の実施 評価 活動に実効があるか評価し次年度につなげる マネジメントレビュー | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦活動の評価、次年度の検討 ・体制、仕組み ・施策、評価法 ・ヒューマンファクター | 追加施策の実施 評価 活動に実効があるか評価し次年度につなげる マネジメントレビュー | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧安全文化ガイドライン検討 安全文化検討委員会等 | 会議への参画、情報の収集 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価 | 備考(懸案事項他) |
|---|---|------|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施中の施策について、実施状況をフォロー中。 ・ 現在の活動内容の評価について、評価方法、分担を決定し評価中(評価終了予定7月20日) ・ 評価を実施し、早急に実施する施策として以下の2件を決定し実施 <ul style="list-style-type: none"> ◦ ラーニング(JANTI) <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月28日依頼文書発信 安全文化アセスメント(JANTI) <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月12日公式事前会議 ・ 実施日決定(10月17~19日) ・ その他の追加施策の実施について検討中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート、試験、意見交換等により、理解度、浸透度を把握する。 | | |

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の詳細結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表（AP6（1）QMSの教育の改善（QMS関係分））

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|--|------|---|
| 目的 | 原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し、JEAC4111の基本的な理解を習得させる。 管理職及びQMS活動の主導的な推進者に対し、QMSのより深い知識を習得させることにより「キーマン」を養成し、QMS活動の全体の底上げを図るとともに、より有効な活動にする。 | 実施内容 | 1. 改善した教育計画の策定およびその確実な実施 (1) 階層別教育の計画的実施 (2) 全体集合教育の計画的実施 2. 新しい教育プログラムの導入 個々の要員自らが、主体的にQMSの基本を学び理解を深めることを目的として、e-ラーニングによるQMS教育（JEAC4111の概要：制定の経緯、特長、原子力発電所における品質保証活動等）を導入。 |
| 要求事項 | 1. 平成18年度に実施したQMSレビュー結果の反映 (1) 現場の声の反映（JEAC4111の理解不足、抽象的な表現が多くてなじめない、管理職のQMSに関する理解度が十分でない） (2) 根本原因分析からの課題（QMS教育の充実を図る必要がある） 2. 発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から判明した、「不適合管理の不備」の問題を解消する必要がある。 | | |

具体的な行動計画

| 実施項目 | スケジュール（平成19年度） | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | | | | | |
|-----------------|----------------|----------|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|--|----------------|-----|--------|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 | | | | | |
| 1. 教育計画の策定及び改善 | | ▽教育計画の策定 | ▽検討会 | | | ▽検討会 | | | | | | | | | | ▽次年度教育計画に反映 | | | |
| 2. 階層別教育の計画的実施 | | | ▽実施 | ▽実施 | ▽実施 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | ▽継続実施（適宜計画見直し） | | | |
| 3. 全体集合教育の計画的実施 | | ▽実施 | ▽実施 | | | | | | | | | | | | | ▽継続実施（適宜計画見直し） | | | |
| 4. e-ラーニングの導入 | | | ▽導入決定 | ▽製作開始 | | | | | | | | | | | | ▽導入検討 | ▽製作 | ▽導入・運用 | ▽改善・強化 |

一凡 例一
 ▽□：計画、▼：実績

○計画
 ・H19.4.6：平成19年度教育・訓練計画の策定（原子力部門）
 ・H19.6.1：e-ラーニングの導入決定
 ○階層別教育
 ・H19.5.22-23：品質保証監査員の研修（ISO9001内部監査員コース）（第1回）実施
 ・H19.6.14：品質保証教育（新入社員）実施
 ・H19.7.10-11：品質保証監査員の研修（第2回）実施
 ・H19.7.5-7：第2,3回RCA研修実施
 ・H19.8.27-31：品質保証審査員のISO研修実施
 ・H19.8.29-30：品質保証監査員の研修（第3回）実施
 ・H19.8.27-31：品質保証審査員コースの研修実施
 ・H19.9.19-20：JEAC4111-2003コースⅡ研修実施
 ○集合教育
 ・H19.5.24～：平成19年度品質保証に関わる社長ビデオメッセージ配信および視聴
 ○QMS教育改善検討会
 ・H19.6.8：第1回QMS教育改善検討会実施
 ・H19.9.25：第2回QMS教育改善検討会実施

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価（終了時に記載） | 備考（懸念事項他） |
|--|--|--------------|-----------|
| ・改善した本年度の教育・訓練計画に基づき、QMS教育を計画的に実施している。 ・e-ラーニングの導入決定。 ・第1回QMS教育改善検討会（準備会）を開催し、今後の検討方法を決定した。 ・e-ラーニングの製作中（原稿作成、ナレーション録音済。） | （検証方法） ・QMS教育改善検討会において、教育・訓練の受講者から提出される「教育・訓練実績報告書」等により当該教育訓練の有効性及び今後の改善事項を評価・検討する。 （検証結果） | | |

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP6（1）QMSの教育の改善（法令遵守のための保安教育の徹底）

H19年9月末現在

| | | | |
|------|--|------|---|
| 目的 | ・原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し、法令遵守の定着をはかる。 (法令遵守教育は、保安規程・保安規定それぞれからの要求に基づき実施する。) | 実施内容 | 1. 法令遵守のための教育カリキュラムの検討整備 2. 新教育カリキュラムによる保安教育の実施 3. アンケートおよび理解度確認問題の作成 |
| 要求事項 | ・発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から、判断・遵守に対する考え方の問題点が判明した。「コンプライアンス意識の不足」「法令・保安規定に対する判断・遵守の考え方の甘さ」「社内規定、要領に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」の問題を解消する必要がある。 | | |

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画、▼：実績

| 実施項目 | スケジュール（平成19年度） | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | |
|--|----------------|----|----|-----------|----|--------------|---------------|-----|-----|----|----|----|--------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 |
| 1. 教育カリキュラム検討 | | | | ▼7/13 検討会 | | 9/25 ▼打合せ | ▽検討会（教育計画の変更） | | | | | | | |
| 2. 平成19年度保安教育の実施 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 平成19年度保安教育の実施結果評価および平成20年度保安教育への反映・実施 | | | | | | | | | | | | | | |

検討会：教育訓練検討会

- 7/13 第2回教育訓練検討会にて、保安規程の変更について付議。保安規定関係にあわせてカリキュラムを検討することとした。
- 7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて第2回教育訓練検討会検討事項報告
- 9/11 の保安検査（AP6 関連）で、保安規程。保安規定それぞれからの要求があることが分かるように記載するよう指示あり。→目的の記載追記。
- 9/25 発電所・本社の品証担当と意見交換実施。当初、CSRが準備を進めているコンプライアンス研修と合体した研修を検討してきたが、今年度は外部講師による研修を企画することとした。
- 9/25 CSRコンプライアンス担当へ講師の紹介を依頼。
- 10/1 外部講師の紹介を受け、日程調整開始。
- 10/3 日程を決定。発電所へ通知。内容の検討開始。

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価（終了時に記載） | 備考（懸念事項他） |
|--|--|--------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 7/13 第2回教育訓練検討会にて、保安規程の変更について付議。この中でコンプライアンスおよび法令遵守の教育項目を追加することを情報提供した。これに合わせ、保安規定のコンプライアンスおよび法令遵守の教育について検討していくこととした。 外部講師と、研修内容・進め方について調整を進める。 | <p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育実施前後において受講者へのアンケートおよび理解度確認結果を比較し、評価する。 <p>(検証結果)</p> | | <ul style="list-style-type: none"> H19年9月末までに保安教育の一環として法令遵守を導入するため、保安規定の変更申請を行う。 AP5で行う「安全文化の醸成」との調整が必要。 |

かこ

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の詳細結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP6 (2)) 品質保証センターによる活動支援

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|--|------|---|
| 目的 | GMSの認識を高め業務のツールとして活用できるようにし、またPDCAが十分に回るようにする。 | 実施内容 | 1. 品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応、不適合管理（日常業務）等においてアドバイス等の支援活動（サポート）を行うことにより、説明責任を果すためのGMS理解度向上を支援し、合わせて、検査担当課の負担軽減および効率的な業務運営つなげる。 2. QMS試行・検証段階等での使いやすい観点からの提案（不適合管理関連） |
| 要求事項 | 1. 発電所員のGMSに対する認識の充実にを図る。 ・ 各自が製品である原子力安全の説明責任を果すために、GMS理解度向上の支援。 | | |

具体的な行動計画

－凡 例－

▽□：計画、▽□：実績

| 実施項目 | スケジュール（平成19年度） | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | |
|---|----------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 |
| 1. 品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応、不適合管理（日常業務）等において、アドバイス等の支援活動（サポート）を行う。 ・ 保安検査 ・ 定期事業者検査 ・ 不適合管理（日常業務）等 ・ QMS試行・検証段階等での修正提案（不適合管理関連） | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

- ・ 6/5～6/29保安検査対応支援活動
- ・ 5/14～定期事業者検査安全管理審査（文書審査含む）対応支援活動
- ・ 4/1～不適合管理（日常業務）等支援活動
- ・ 8/21 QMS文書試行・検証について打ち合わせ
- ・ 8/28～30 QMS文書試行・検証のうちレビュー
- ・ 9/3～9/28保安検査にてQA（セ）同席しQMSに係わる規制要求事項、当社弱点および改善に向けた取り組みの方向性把握実施・支援
- ・ QA（セ）支援・確認・活動関連
- 9/26：不遇、是正処置シュミレーション実施；M保、発
予防処置シュミレーション実施；技・品
- 9/28 不遇、是正処置シュミレーション実施；E保、安
内コミ、M/Rのシュミレーション実施；品
文書・記録のシュミレーション実施；総務、品、本部
- 10/1 設計開発のシュミレーション実施；品、保管；
- 10/2 設計開発のシュミレーション実施；E保、M保
- 10/3 調達シュミレーション実施；保管、安、発

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価（終了時に記載） | 備考（懸念事項他） |
|--|---|--------------|-----------|
| 1. 保安検査、定期事業者検査、不適合管理（日常業務）等について適宜必要により品質保証センターが各課をサポートしている。 2. QMS試行・検証段階に入ったばかりで現時点においては未だ修正提案の段階にない。 | 1. 業務の中で適宜取り組む活動であることから対策の検証方法等について特に定めない。なお、改善活動に密接に関係する不適合管理の仕組みについてはこの度初めてグレード分けの概念を適用することから、業務のツールとして活用できることを試行・検証段階のシュミレーションにおいてQAセンター員を参加させて確認する。 | | |

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

(方針)

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ強固に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表 (AP6 (3) 技術継承施策の実施(力量の明確化))

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|--|------|--|
| 目的 | 効果的な人材育成と技術力の向上を図る。 | 実施内容 | 1. 新力量の詳細検討 各課・担当別の業務遂行に必要な力量を抽出および設定する。 2. 教育訓練カリキュラム策定 上記の力量取得のための教育訓練カリキュラムを策定する。 3. 教育訓練の有効性評価 確認試験問題作成 |
| 要求事項 | ・保安検査での指摘事項への対応（原子力安全に係る業務に従事する要員に対し、共通的な力量について作成し、運用しているが、業務に適合した力量についても設定の必要がある。） ・知識に関する知識不足を補うための教育訓練カリキュラムを策定する必要がある。 ・実施した教育・訓練の有効性評価方法について、検討する必要がある。 | | |

具体的な行動計画

一凡、例一
 ▽□：計画, ▼：実績

| 実施項目 | スケジュール (平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | | |
|-----------------|-----------------|--------------|----|--------------|--------|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|--|-----------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 | | |
| 3. 概念検討 | | ▼5/10教育訓練検討会 | | ▼7/13教育訓練検討会 | | | | | | | | | | | | |
| 4. 新力量の詳細検討 | | | | | ▼W/G設置 | | | | | | | | | | | 新力量制度の導入 |
| 3. 教育訓練カリキュラム策定 | | | | | | | | | | | | | | | | 教育の実施 |
| 4. 確認試験問題作成 | | | | | | | | | | | | | | | | 一部導入・継続作成 |

- ・5/10 教育訓練検討会を実施
新力量原案について検討
- ・7/13 第2回教育訓練検討会において、WGでの検討事項を決定。
- ・7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて第2回教育訓練検討会検討事項報告
- ・8月より各WGにて検討開始

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価 (終了時に記載) | 備考 (懸案事項他) |
|--|-------------------------------------|---------------|------------|
| ・新力量の設定方法について、原子力部門の各教育訓練主管箇所で検討中。 ・7/13 第2回教育訓練検討会において、WGでの検討事項を決定。 ・本部、発電所、建設所各WGにて担当毎の教育訓練項目策定中 (WG開催日: 本部: 8/31, 9/27, 発電所: 8/23, 9/6, 建設所: 9/3, 18) | (検証方法) ・確認試験の導入・実施 (検証結果) | | |

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP6(3)) 技術継承施策の実施 (暗黙知の形式知化施策の実施)

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|-------------------------------|------|--------------------------------|
| 目的 | 作業における暗黙知を形式知化する。 | 実施内容 | 1. ノウハウに関する記載を充実した2号機作業手順書の見直し |
| 要求事項 | (1) 作業手順書の中にノウハウに関する記載を充実させる。 | | |

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画, ▽□：実績

| 実施項目 | スケジュール (平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | | |
|--------------------------------|-----------------|----|----|----|---------------|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|--|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 | | |
| 1. ノウハウに関する記載を充実した2号機作業手順書の見直し | [計画] | | | | [計画] | | | | | | | | | | | |
| | | | | | [実績] | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 通常業務の中で継続的に改善 | | | | | | | | | | | |

- ・2号機第14回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業を実施済み。
- ・手順書策定完了

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価 (終了時に記載) | 備考 (懸念事項他) |
|---|-----------------------------|---------------|------------|
| ・2号機第14回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業完了 ・手順書策定中 (10%) (今後、保守管理関連3次文書へ反映する) | (検証方法) なし。 (検証結果) | | |

■■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■■

【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に定める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○社員が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP7 (1) 協力会社とのコミュニケーション方策改善)

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|--|------|--------------------------|
| 目的 | 協力会社と十分なコミュニケーションをとる | 実施内容 | 1. 協力会社とのコミュニケーションの分析と改善 |
| 要求事項 | (1) 協力会社へ、関連要求事項を確実に伝える。 (2) 協力会社から、設備情報・改善要望事項等を得る。 (3) 協力会社とのコミュニケーションの明確化 | | |

具体的な行動計画

| 実施項目 | スケジュール (平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | |
|--------------------------|-----------------|----|----|----|-----------------|--------|-----------|-----|-----|----|----|----|--------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 |
| 1. 協力会社とのコミュニケーションの分析と改善 | | | | | 現状のコミュニケーションの分析 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 改善案の策定 | | | | | | | | |
| | | | | | | | QMS文書への反映 | | | | | | | |

—凡 例—
 ▽□：計画, ▽□：実績

・第2WG (保守管理要領の見直し) の中で活動 (2回/週)
 ・改善策の要否について検討中

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価 (終了時に記載) | 備考 (懸念事項他) |
|--|----------------------------------|---------------|------------|
| ・現状のコミュニケーションの分析終了 (7月末：目標どおり) ・分析結果に基づく改善策の要否について検討中 (進捗率：90%) | (検証方法) 第2WGでの評価 (検証結果) | | |

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に求める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の詳細結果を毎日にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP7(2)中央大における動向把握）

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|--|------|--|
| 目的 | 民間規格の調達要求事項が全国大で見直しされており、当社QMSへ確実に反映する必要がある。一方、当社QMSの取り組みとして、中央大の会議体に積極的に参加しておらず、規格の要求する意図を十分に理解していなかった。このため、今後、積極的に会議体に参加し、当社の意思表示をするとともに規格の要求する意図を把握することを目的とする。 | | 0. 原子力品質保証担当の人員強化（実施済み H18.11.12:H19.2） 1. 調達管理チームへの参加（JEAG4121 追補版（調達）の作成、JEAC・JEAG定期見直し（調達関係）） 2. QMS関連の会議体への参加による情報収集（調達以外） 3. RCAガイド検討チームへの参加（JEAG4121 追補版（RCA）の作成） 4. レビューチームへの参加（JEAC・JEAG定期見直し作業（調達関係を除く）） 5. 再発防止対策の実効性を高めるため、既存会議体などを通じた定期的な情報交換・議論により、当社への反映について検討していく。 |
| 要求事項 | <ul style="list-style-type: none"> 現在、全国大（電気協会等）で「調達管理」に関する議論がなされており、改善方を確実に取り込んでいく（安全管理技評価WG） 各種委員会等への参加（NISA 文書関連の検討委員会（電事連等））（根本原因分析）（根本原因分析の結果、課題「NISA 文書等の外部文書を本部・発電所とも十分に咀嚼して共有する必要がある」に対して、QMS 活動を推進する上での環境整備として実施する是正処置） 第1回企業倫理委員会提言①への対応（原子力については、定期的な情報交換の場を設けることについて検討する必要がある。） | 実施内容 | |

具体的な行動計画

| 実施項目 | スケジュール（平成19年度） | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | |
|--|--|-------|-------|-------|--------|------------------|--------------|-----|--------|----|----|----|--------|---------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 |
| 1. 調達管理チームへの参加 | JEAG4121 追補版（調達）作成 バブコメ 6/27~8/26 定期改定作業 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. QMS関連の会議体への参加による情報収集 ①品質保証分科会、②品質保証検討会 | | ▼6/18 | ▼6/28 | ▼7/25 | ▼8/2 | ▼9/3 | ▼9/25 | | ▽中間案報告 | | | | ↔▽制定 | ↔バブコメ |
| 3. RCAガイド検討チームへの参加 | | | ▼6/6② | | ▼7/19② | | ▼8/21② | | | | | | | |
| 4. レビューチームへの参加 | | | ▼6/6 | | | | バブコメ 9/26 開始 | | | | | | ▽制定 | |
| 5. 既存会議体などを通じた、定期的な情報交換・議論 | | | | ▼7/9 | ▼8/3 | ▼9/4 | | | ▽中間案報告 | | | | 定期改定作業 | ↔▽制定 ↔バブコメ |
| | | | | | | ▼9/28 (品質委員会) | | | | | | | | |

一凡 例一
 ▽□：計画、▼：実績

- 調達管理チーム
 - 5/18 調達ガイド案の審議
 - 6/28 定期改定について
 - 7/25 バブコメ対応について
 - 8/2, 9/3, 9/25 定期改定案の審議
- QMS関連の会議体への参加による情報収集
 - ①品質保証分科会
 - 8/28 調達ガイドバブコメ対応、RCAガイド上程案の審議
 - ②品質保証検討会
 - 6/6 本年度活動計画、RCAガイド、調達ガイドの検討状況について
 - 7/19 RCAガイドの審議
 - 8/21 調達ガイドバブコメ対応、RCAガイド上程案の審議
- (その他)
 - 3. RCAガイド検討チーム
 - 6/6 ガイド案の審議
 - 4. レビューチーム
 - 7/9 定期改定（レビュー）の進め方、レビュー分担の決定
 - 8/3, 9/4 レビュー案の審議
- 定期的な情報交換
 - 9/28 電事連 品質保証委員会にて当社の再発防止への取り組みを紹介

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価（終了時に記載） | 備考（懸案事項他） |
|--|--|--------------|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> JEAG追補版（調達、RCA）作成作業、定期改定作業へ参画中（社内システムへの反映作業中）。 既存会議体などを通じた、定期的な情報交換実施中。 | （検証方法） ・JEAG追補版記載事項のQMS文書への反映をレビュー （規格制定後） （検証結果） | | |

■■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■■

【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に定める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP7(3) 調達管理要領の見直し) (AP7(4) 発注仕様書の見直し)

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|-----------------------------|------|---|
| 目的 | 調達管理を適切に実施する。 | 実施内容 | 1. AP7(3) 調達管理要領の見直し 2. AP7(4) RCA等発注仕様書の見直し |
| 要求事項 | (1) JEAG4121-2005(2007年追補版) | | |

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画、▽□：実績

・ JEAG4121 改定情報の収集
 ・ 調達管理要領の策定中

| 実施項目 | スケジュール (平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | |
|--|-----------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 |
| 1. AP7(3) 調達管理要領の見直し | | | | | ▬ | | | | | | | | | |
| JEAG4121-2005(2007年追補版)の要求事項を反映した調達管理要領の策定 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. AP7(4) 発注仕様書の見直し | | | | | ▬ | | | | | | | | | |
| 調達管理要領を満足する標準発注仕様書の策定・QMS文書への反映 | | | | | | | | | | | | | | |

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価 (終了時に記載) | 備考 (懸念事項他) |
|---|---|---------------|------------|
| ・ JEAG4121 改定情報の収集 (パブコメ版入手) ・ 調達管理要領の検証作業実施済み (コメント中) ・ 調達管理要領策定中 (進捗率: 10%) | (検証方法) AP1第7章の調達管理の検証の中で実施 (検証結果) | | |

53

実施箇所： 電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP7(5) 保安の措置のために講ずべき措置)

| | | | |
|------|---|------|---|
| 目的 | 発電設備の地点換結果を踏まえて、保安をより確実に確保させるため、要領書、作業手順書等保安に関する文書について保安規定に定め、これを遵守する。 | | 保安の措置のために講ずべき措置 (1)の対応 要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確化されていること。 ○原子炉施設の保安活動で使用する文書について、体系的なつながりが明確に示され適切に管理されている。 ○原子炉施設の保安活動で使用する文書の承認者が明確に定められている。 (2)の対応 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をGWR事業者協議会やPWR事業者協議会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。 |
| 要求事項 | (1)作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 (2)メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置 | 実施内容 | |

—凡—
 ▽□:計画, ▼■:実績

具体的な行動計画

| 実施事項 | スケジュール | | | | | | | | | | | | | | | | | | 進捗状況、今後の予定 | 完了事項 | | | | |
|--|--------|---|---|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|-------|---|---|---|---|---|------------|------|---|--|--|--|
| | H18年度 | | | H19年度 | | | | | | | | | H20年度 | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | | |
| 保安の措置のために講ずべき措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ①、②について保安規定変更申請を9/30日までに、 ・現在、変更案を電源本で検討中 | |
| ①作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価(終了時に記載) | 備考(懸念事項他) |
|--|---|--------------|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> 6月30日パブコメ終了 8月9日公布 9月28日変更認可申請 12月14日施行 | (検証方法) 省令改正に対応した保安規定の改正、関係要領書の改正または新規制定がされていること。 (1)保安規定変更申請(案) ・省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する。 ・保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安委員会で審議する。 ・保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する。 (2)要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保される品質保証審査委員会(本部・発電所)で審議する。 (3)運用の確認 ・改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の保安活動が実施管理されていることを、適宜確認する。 (検証結果) | | |

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に定める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP7(6) 委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定)

H19年9月末

| | | | |
|------|---|------|--|
| 目的 | 法令に基づく検査業務のうち、定期検査中の検査は国が検査への立会いや検査方法の審査を行っていること、また、協定に基づく環境放射能の測定等については当社による測定や自動測定により行っていることから、検査業務全般を委託により実施している補助ボイラばい煙測定を検査業務適正性確保に向けた取り組み対象検査業務とし、データ改ざん防止等のルールを設定する。 | 実施内容 | 1. 改ざん防止のためのルールの設定 検査結果の透明性・正確性の確保ならびに確実なチェック等を通じた当社の当事者意識の涵養や管理・監督責任の適切な履行等の観点から、委託における検査業務のルール設定を行なう。 2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 当社と委託先の双方において恣意的な取扱いが生じることのないよう規律ある協力関係を構築する。 3. 法令遵守徹底等の教育の実施 検査業務等に係る法令の重要性や実務面の知識の向上に関する内容を織り込んだ教育を実施する。 |
| 要求事項 | 土用ダム問題等の再発防止策における法令に基づく検査業務の適正性確保のため、チェック体制の整備を図る。 | | |

具体的な行動計画

| 実施項目 | スケジュール (平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | - 凡 例 - ▽□: 計画, ▽□: 実績 | | |
|--|--|----|----------------------|---------|----|----|-----------|-----|-----------|--------|----|----|--------|----|---------------------------|---|--------------------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 | | | |
| | 1. 改ざん防止のためのルールの設定 ・手順書に改ざん防止の手順を定める。 ・改ざん防止ルール実施に係る委託先との調整。 | | | ■ 手順の策定 | | | ■ 委託先との調整 | | | | | | | | | | |
| 2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・委託検査業務に関して第三者によるサンプル測定導入等の検討。 ・委託先との調整 | | | ■ 第三者によるサンプル測定導入等の検討 | | | | | | ■ 委託先との調整 | | | | | | | | ・7/5 委託先に当社の取り組み内容を説明実施。 |
| 3. 法令遵守徹底等の教育の実施 ・作業着手前に検査委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し、教育を実施する。 ・教育効果の確認をアンケート等で確認する。 ・毎年度、業務委託着手前に教育を実施する。 | | ▽ | ▽ | | | | | | | | | | | | | ▽ | |
| 4. 内部監査 ・ルールの設定、実施状況等について内部監査を受ける。 | | | | | | | | | | ■ 内部監査 | | | | | | | |

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価 (終了時に記載) | 備考 (懸念事項他) |
|---|---|---------------|------------|
| 1. 改ざん防止のためのルール設定 ・手順書の改正。(完了:9/7) ・実施に係る委託先との調整。(完了9/6) 2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・委託検査業務に関して第三者によるサンプル測定の導入等について検討中。 3. 法令遵守徹底等の教育の実施 ・6月1日に委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し、教育を実施。 | (検証方法) ・委託先の受託仕様書等に当社要求事項が記載されていることを確認する。 ・データ改ざん防止のためのルールが設定、実施されていること、委託先関係者教育の実施状況等について内部監査を受ける。 (検証結果) | | |

実施箇所：電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP8(1)原子炉主任技術者の独立体制)

| | | |
|------|---|--|
| 目的 | 原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分にできることまたその指示にしたがうことを確実にするため独立性が担保される組織体制とする | 平成19年7月末までに、以下を反映した保安規定変更申請を実施 (1)の対応 ○発電所の保安活動に関する情報を入手し、法律および保安規定への抵触如何について判断し、必要に応じて保安に關し適切な措置ができるように、原子炉主任技術者が保安活動に關する情報を確実に入手できるように、原子炉主任技術者の職務等を定めた要領に明記する。 ○会議の成立性において、原子炉主任技術者の出席が必須な会議については、原子炉主任技術者が出席する旨を保安規定に明記する。 ○原子炉主任技術者は原子炉の保安に關し、職務・組織に轉られることなく、原子炉の保安を最優先と考へ組織的に対応するため、原子炉の運転・保守に關する業務に關与しない部門から選任する。 ○原子炉主任技術者は発電所の保安組織が原子炉の保安に關する対応が十分でないと判断した場合、原子炉主任技術者としての専制権限を十分に働かせることができるように、選任および処遇にあたっては発電所から人事課、組織部において独立させる。 ○保安規定上、原子炉主任技術者の代行可能な期間に期間がなかったため、代行者が代行を行う期間を設ける。正の原子炉主任技術者が帰国を過ぎて職務を遂行できない場合は、新たに別の原子炉主任技術者を選任することを保安規定に明記する。期間は、原子炉主任技術者の選任・解任の手続きにかかる期間を踏まえ、1ヶ月とすることを原子炉主任技術者の職務等を定めた要領に明記する。 (2)の対応 ○第9条(主任技術者の職務等)に、原子炉主任技術者は、第120条(報告)第1項に定める事象の報告を受けた場合、自らの責任において、事象を確認し、その確認したところに従い情報を社長に直接報告することを規定する。 ○原子炉主任技術者は、定期的および必要に応じて、安全上重要な機器の保安状況、運転管理および保守管理等の状況について社長へ直接報告することを規定する。 (3)の対応 ○原子炉主任技術者は原子炉の運転・保守に關する業務を業務しないとともに発電所の保安組織に属さない、電源事業本部の専任部長から選任することにより、組織部からの独立性を確保する。 ○原子炉主任技術者は人事考選において所長の職を受けないよう、発電所組織に属さない電源事業本部の専任部長を選任する。原子炉主任技術者の任命権については発電所の保安活動を統括管理している「電源事業本部長」が選任・解任の権限を有することに変更することにより、発電所における人事考選の独立性を確保する。なお、現行の発電所作成の立憲決定業務通知書に基づいた選任・解任の手続きは廃止し、今後は電源事業本部(原子力)にて原子炉主任技術者の選任・解任手続を行う。この場合、選任について、島根原子力発電所の調査は行わない。 ○発電所長の職により原子炉主任技術者が行う保安の監督に對して支障が生じないように、発電所長は原子炉主任技術者の意見を尊重する旨を保安規定に明記する。 (4)の対応 ○原子炉主任技術者は原子炉の運転・保守に關する業務に關与しない電源事業本部より選任することになるため、著しく業務がなくなることはなく原子炉主任技術者の専制権限を十分発揮できる。 ○現行、原子炉主任技術者は原子炉主任技術者としての職務の他、所長を補佐する副所長の職務を兼務しているが、今後、原子炉主任技術者の職務に専任させる(その他職務は行わない)ことにより、その職務が著しく過大とならない。 |
| 要求事項 | (1)原子炉の運転に關して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができることへの対応 (2)経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保することへの対応 (3)組織部、人事考選においても、発電所の保安組織から独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないようにすることへの対応 (4)原子炉主任技術者の業務が著しく過大とならないようにすることへの対応 | |

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□:計画, ▼■:実績

| 実施事項 | スケジュール(平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | | | | | | | 進捗状況、今後の予定 | 完了事項 |
|----------------------------|--|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|--|--|--|--|
| | 上期 | | | | | | 下期 | | | | | | 上期 | | | | 下期 | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | | | | |
| (1)原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備 | 保安委員会 保安規定最終高検討 保安規定申請 NISAとの調整 保安規定認可 要領書の改正高検討 要領書発行 ・保安委員会 ・原子力発電保安運営委員会 ・立憲 ・品質保証委員会(本部・発電所) | | | | | | | | | | | | 保安規定改正に伴う要領書の改正等 ・トラブル等の報告に關する社長対応指針(新規制定:本部) ・原子炉主任技術者の職務等に關する要領(新規制定:本部) ・原子力発電保安運営委員会運営要領(改正:発電所) ・電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者の職務等に關する運用要領(改正:発電所) ・原子炉主任技術者の選任・解任要則(新規制定:本部) | | | | | | | | 保安規定改正 ・第1回ヒアリング(8/8) ・第2回ヒアリング(8/26) ・第3回ヒアリング(7/5) ・第4回ヒアリング(7/13) ・第5回ヒアリング(7/20) ・第6回ヒアリング(7/24) ・7月31日変更認可申請 | 保安規定改正 ①-1-1:第1回ヒアリング議事 ①-1-2:第2回ヒアリング議事 ①-1-3:第3回ヒアリング議事 ①-1-4:第4回ヒアリング議事 ①-1-5:第5回ヒアリング議事 ①-1-6:第6回ヒアリング議事 |
| | 要領書の改正高検討 要領書発行 ・保安委員会 ・原子力発電保安運営委員会 ・立憲 ・品質保証委員会(本部・発電所) | | | | | | | | | | | | GMS検討チーム(7/18) GMS検討会(7/24) 保安委員会(7/18) 本部運営会議(6/12) テレビ会議 発電所一本部(6/27) | | | | | | | | ①-3:GMS検討チーム資料 ①-4:GMS検討会資料 ①-5:保安委員会資料 本部運営会議 ①-2:会議資料 ①-6:テレビ会議 | ①-7 保安運営委員会資料 ①-8 保安委員会資料 ①-9 品質保証委員会資料 |

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価(終了時に記載) | 備考(懸念事項他) |
|--|--|--------------|-----------|
| <p>・保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請を7月31日に実施 ・修正申請を8月21日に実施 ・8月31日保安規定第49次改正認可 ・9月12日施工</p> | <p>(検証方法) 保安規定変更命令に対応した保安規定の改正、関係要領の改正または新規制定がされていること。 および改正または制定した要領に準じた運用がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案) ・変更命令の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安統とのヒアリング等により確認する ・保安規定改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領へ反映できているか原子力発電保安運営委員会で審議する ・保安規定の改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領へ反映の方針をQMS検討委員会で審議する</p> <p>(2)要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する</p> <p>(3)運用の確認 ・原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分果たせるよう発電所からの情報が入っていることを、適宜原子炉主任技術者の意見を聞き確認する</p> <p>(検証結果)</p> | | |

実施箇所：電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP8(2)-1 保安規定の変更(変更命令))

| | | |
|---|--|---|
| <p>目的 発電設備の拠点換結結果を踏まえた、保安規定の変更命令、国からの行政処分に対し、経営責任者の関与、原子炉主任技術者の位置付けを明確にするとともに、経営責任者への報告、保守工事に係る記録の保存等について明確にする。</p> | <p>1. 保安規定の変更(変更命令対応) (1) 国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事象が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与の強化 (2) 原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性の確保 (3) 運転制限の逸脱又は告示で定められている安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた場合には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告 (4) 安全上重要な機器等の保守工事に係る記録の追加</p> | <p>1. 保安規定の変更(変更命令対応)(平成19年7月末までに変更認可申請) (1)の対応 ○適切な報告がなされる体制を構築するため、報告すべき事象が確実に報告されるように、第120条(報告)において、社長に報告すべき事象を明確にする。 ○報告すべき内容が正確となるよう所長および原子炉主任技術者の2つのルートにより社長へ報告することで確実な情報が報告される体制とする。 ○社長への報告は、あらかじめ定められた経路に従い、電話、電子メール等の手段で行われることを二次文書に明記する。また、タイムリーな報告に対しては、報告すべき職位が不在の場合にも確実に報告されるよう具体的方法については、二次文書に明記する。 ○報告がなされる体制を構築するために、第120条の2項において、所長から社長へ報告する旨を規定する。 ○現行の関与に加え、第120条(報告)第1項の事象が発生した場合、社長は所長および原子炉主任技術者からの報告を受け、報告内容に応じた指示を行うことを保安規定に明記し、社長の直接的関与を強める。 ○保安規定の条文中において、社長へ報告すべき場合を規定し、不明確とならないようにする。 ○報告すべき場合に該当するかどうかの判断に現場が迷う場合に「積極的に」報告をするために、第120条(報告)第1項に規定する事象に「該当するおそれがある場合」についても発電所所長および主任技術者に報告する旨、第120条に規定する。 (2)の対応 AP活動推進管理表(AOP8(1)原子炉主任技術者の独立体制)で対応 (3)の対応 運転上の制限からの逸脱時、安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じた場合、原子炉主任技術者が、自らの責任において、事態を確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告するよう保安規定に定める。 (4)の対応 ○安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を作成して保存すべき記録の対象に含めるよう保安規定に明記する。 ○安全上重要な機器等の保守工事に係る記録において、工事に必要な法令上の手続きの要否とその理由について、保安規定で定める記録として保存することを保安規定に明記する。 ○法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存することを保安規定に明記する。</p> |
|---|--|---|

具体的な行動計画

—凡 例—

▽□:計画、▽■:実行

| 実施事項 | スケジュール(平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | | | | | | | | 進捗状況、今後の予定 | 完了事項 | | |
|---|----------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|----|----|----|----|--|--|---|--|------------------|--|---|
| | 上期 | | | | | | 下期 | | | | | | 上期 | | | 下期 | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | | | | | | | |
| <p>保安規定の変更(変更命令対応)</p> <p>a. 国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事象が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与の強化</p> <p>b. 原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性の確保</p> <p>c. 運転制限の逸脱又は告示で定められている安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた場合には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告</p> <p>d. 安全上重要な機器等の保守工事に係る記録の追加</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 保安規定改正 ・第1回ヒアリング(6/8) ・第2回ヒアリング(8/25) ・第3回ヒアリング(7/5) ・第4回ヒアリング(7/13) ・第5回ヒアリング(7/20) ・第6回ヒアリング(7/24) ・7月31日変更認可申請 | 保安規定改正 ①-1-1: 第1回ヒアリング議事 ①-1-2: 第2回ヒアリング議事 ①-1-3: 第3回ヒアリング議事 ①-1-4: 第4回ヒアリング議事 ①-1-5: 第5回ヒアリング議事 ①-1-6: 第6回ヒアリング議事 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 保安規定記録集検討 要領書の改正案検討 | 保安委員会 保安規定申請 NISAとの調整 保安規定認可 要領書発行 | 保安規定改正に伴う要領書の改正等 ・工事管理品質保証要領(改正:発電所) ・消火安全管理審査品質保証要領(改正:発電所) ・トラブル発生時の対応要領(改正:本部) ・故障・トラブル対応要領(改正:発電所) ・原子力発電保安委員会運営要領(改正:本部) ・品質マニュアル(本部、発電所) ・原子力発電保安運営委員会運営要領(改正:発電所) | 保安委員会 原子力発電保安運営委員会 立案 品質保証委員会(本部、発電所) | 記録、報告、経営責任者の関与検証 | GMS検討チーム(7/18) GMS検討会(7/24) 保安委員会(7/18) 本部運営会議(6/12) テレビ会議 発電所-本部(6/27) | ①-3: GMS検討チーム資料 ①-4: GMS検討会資料 ①-5: 保安委員会資料 本部運営会議 ①-2: 会議資料 ①-6: テレビ会議 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 要領書類改正・制定 保安運営委員会(9/4) 保安委員会(9/5) 品質保証委員会(9/5) | ①-7 保安運営委員会資料 ①-8 保安委員会資料 ①-9 品質保証委員会資料 | | | | | |

35

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価(終了時に記載) | 備考(懸念事項他) |
|--|--|--------------|-----------|
| <p>保安規定の変更(変更命令対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> -保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請を7月31日に実施 -補正申請を8月21日に実施 -8月31日保安規定第49次改正認可 -9月12日施工 | <p>(検証方法)</p> <p>保安規定変更命令に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。 および改正または制定した要領類に準じた運用がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> -変更命令の範囲に沿った保安規定の改正が行われているかを保安課とのヒアリング等により確認する -保安規定改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映できているか原子力発電保安運営委員会で審議する -保安規定の改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映の方針をQMS検討委員会で審議する <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> -要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する -要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する -要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する <p>(3)運用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> -改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の運転管理がされていることを、適宜原子炉主任技術者の意見を聞き確認する。 <p>(検証結果)</p> | | |

実施箇所：電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(APB(2)-2 保安規定の変更(省令改正/審査内規))

| 目的 | 実施内容 | 実施内容 |
|---|---|--|
| <p>発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正および審査内規に基づき、法令遵守体制(責任者の関与、安全文化醸成、情報の公開、国への報告)等に関する対応を明確にする。</p> | <p>保安規定の変更(省令改正/審査内規) (1)法令遵守のための体制に関する事(第16条一項第一号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (2)安全文化を醸成するための体制に関する事(第16条一項第二号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (3)事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること(第16条一項第十九号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (4)公開可能な安全上重要な情報の発信に関する事(第16条一項第二十二号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (5)原子炉主任技術者の独立性に関する事(第16条一項第四号) (6)作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事(第16条一項第二十号) (7)保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報の共有に関する事(第16条一項第二十一号) (8)保安規定の遵守に関する事(第16条一項第五号ロ(1)) (9)原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関する事(第16条一項第十六号) (10)再発防止対策から発生させた要報内容の保存に関する事(第7条第一項(APB(4)からの移動)) (11)作業手順書の遵守に関する事(第7条の四第一項) (12)運転上の制限を逸脱した場合の報告に関する事(第12条第九号) (13)外務から物品または役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法を定めること(第7条の三の五第二号) (14)不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行うこと(根本原因分析手順を含む)(第7条の三の七第一号) (15)原子炉施設の監視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事(第16条一項第十二号) (16)原子炉施設の保守管理に関する事(第16条一項第十七号) (17)安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施に関する事(第16条の二第二項(APB(3)からの移動))</p> | <p>保安規定の変更(省令改正/審査内規)(平成19年9月末までに変更認可申請、根本原因分析については11月末)</p> <p>(1)の対応 ○保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 ①経営者等の上層部からのコメント ②コンプライアンスを実行するための仕組み ③コンプライアンスに係る所員への教育の実施</p> <p>(2)の対応 ○保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>(3)の対応 ○原子炉施設の品質保証に関する事の中で、以下について記載されていること。(11月30日に申請) ガイドラインを踏まえた根本原因分析の方法および根本原因分析を実施するための体制</p> <p>(4)の対応 ○原子炉施設の保安の向上を図るため、統一した公開基準であるニュージャの登録基準(トラブル情報、保安品質情報に係る基準)に従い公表し、情報共有化ツールであるニュージャを活用し情報の共有化を図ることを規定する。</p> <p>(5)の対応 ○原子炉主任技術者が保安の監督を十分に果たすことができるようにするため、発電所の保安組織から独立し、保安の監督を適切に行う上での必要な権限が明記されていること。</p> <p>(6)の対応 ○原子炉施設の保安活動で使用する文書について、承認を含めた管理の方法が明確に定められ、体系的なつながりが明確に示されていること。具体的な検討は(AP7(5)保安の措置のために調べきべき措置)で実施</p> <p>(7)の対応 ○保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報が他の原子炉施設者と共有され、自らの原子炉施設の保安を向上させるための取組が示されていること。具体的な検討は(AP7(5)保安の措置のために調べきべき措置)で実施</p> <p>(8)の対応 ○関係法令および保安規定の遵守を徹底する観点から、具体的な保安教育の内容が定められており、その見直し頻度等について定められていること。</p> <p>(9)の対応 ○原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明記されていること。</p> <p>(10)の対応 ○要報発生装置から発生させた要報内容の保存に関する事が明記されていること。(9月30日施行) ○保安検査官への端末接続、エスコートフリーの常時受け入れ、運転データの監視、習熟印字記録の監視が検討されていること。</p> <p>(11)の対応 ○要報書、作業手順書その他保安に関する文書が定められ遵守することが明記されていること。</p> <p>(12)の対応 ○運転上の制限を逸脱した場合直ちに経済産業大臣に報告することが明記されていること。(9月30日施行)</p> <p>(13)の対応 ○外務から物品または役務を調達する場合、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法が定められていること。</p> <p>(14)の対応 ○不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行う(根本原因分析手順を含む)方法が定められていること。(根本原因分析に関しては、(3)と合わせ11月30日に申請)</p> <p>(15)の対応 ○監視および点検に関する事。監視点検中に発見された事象については、ルールに従い対応することが定められていること。</p> <p>(16)の対応 ○保守管理活動において、法令上手続きが必要な工事については、その手続きが確実に行われるルールが定められていること。</p> <p>(17)の対応 ○安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査が実施されること(2号機第14回定期検査における停止操作から)</p> |

具体的な行動計画

| 実施事項 | スケジュール(平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | | | | 進捗状況、今後の予定 | 完了事項 | |
|--|----------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|----|----|----|------------|---|---|
| | 上期 | | | | | | 下期 | | | | | | 上期 | | | 下期 | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | | | 9月 |
| 保安規定の変更(省令改正/審査内規) (1)法令遵守のための体制に関すること (2)安全文化を醸成するための体制に関すること (3)事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること (4)公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること (5)原子炉主任技術者の独立性に関すること (6)作業手順書等の保安規定上の位置付けに関すること (7)保守点検を行った事業者から得られた保安に属する技術情報の共有に関すること (8)保安規定の遵守に関すること (9)原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関すること (10)警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関すること(9月30日施行) (11)作業手順書の遵守に関すること (12)運転上の制限を逸脱した場合の報告に関すること(9月30日施行) (13)外部から物品または役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法を定めること (14)不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行うこと(根本原因分析手順を含む) (15)原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること (16)原子炉施設の保守管理に関すること (17)安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 保安規定改正 ・第1回ヒアリング(9/7) ・第2回ヒアリング(9/19) ・9/28 更認可申請 QMS検討チーム(9/25) QMS検討会(9/25) 保安委員会(9/25) ○要領書類改正・制定 保安運営委員会(〇) 保安委員会(〇) 品質保証委員会(〇) | 保安規定改正 ①-1-1:第1回ヒアリング議事 ①-1-2:第2回ヒアリング議事 ①-3:QMS検討チーム資料 ①-4:QMS検討会資料 ①-5:保安委員会資料 |

| 現在の状況 | 対策の検証方法及び検証結果 | 自己評価(終了時に記載) | 備考(懸念事項他) |
|---|--|--------------|-----------|
| 保安規定の変更(省令改正/審査内規) ・ 6月30日パブコメ終了 ・ 8月 9日公布 ・ 9月28日変更認可申請 ・ 12月14日施行 | (検証方法) 省令改正または審査内規に対応した保安規定の改正、関係要領書類の改正または新規制定がされていること。 (1)保安規定変更申請(案) ・省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する ・保安規定改正内容が妥協であるか原子力発電保安運営委員会で審議する ・保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する (2)要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定が適用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する ・要領書類改正または制定が適用できるものとなっているか原子力発電保安委員会(本部・発電所)で審議する ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する (3)運用の確認 ・改正または制定した要領書類に基づいた原子力発電所の運転管理がされていることを、適宜原子炉主任技術者の意見を聞き確認する。 (検証結果) | | |

実施箇所：電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP8(3)検査制度の見直しに対する対応)

| | | | |
|------|--|------|--|
| 目的 | 原子力安全委員会決定を踏まえ、原子力安全・保安院の「検査の在り方に関する検討会」において提言された新たな検査制度の導入に向けた制度設計(保安計画の充実等)への対応を行う。 | 実施内容 | 検査制度の見直しに対する対応(平成20年4月変更認可申請) プラント毎の保守管理活動を保安計画の策定を通じて充実強化させ、検査もプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査に移行するための、省令改正を受け、その意図することを検討の上保安規定に反映する。 |
| 要求事項 | (1)保安計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 (2)定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保安計画記載事項として要求 (3)プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正 (4)規格基準の透明性の向上 | | |

－凡例－
 □:計画、▼:実績

具体的な行動計画

| 実施事項 | スケジュール(平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | | | | | | | | 進捗状況、今後の予定 | 完了事項 | | | | | | |
|--|----------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|----|----|----|----|--|--|--|------------|------|--|--|--|--|--|--|
| | 上期 | | | | | | 下期 | | | | | | 上期 | | | | 下期 | | | | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | | | | | | | | | | | |
| 検査制度の見直しに対する対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 保安計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保安計画記載事項として要求 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 規格基準の透明性の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価(終了時に記載) | 備考(懸念事項他) |
|-------------------------------|--|--------------|-----------|
| 検査制度の見直しに対する対応 9月省令改正案提出予定 | <p>(検証方法)</p> <p>省令改正または審査内規に対応した保安規定の改正、関係要領書の改正または新規制定がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する。 保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安委員会で審議する。 保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する。 <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 要領書類改正または制定が適用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 要領書類改正または制定が適用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証委員会(本部・発電所)で審議する。 <p>(3)運用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の保全活動が実施管理されていることを、適宜確認する。 <p>(検証結果)</p> | | |

■■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■■

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8(4) 直近の定期検査における特別な検査への対応)

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|---|------|--|
| 目的 | 直近の定期検査において、国 (NISA, JNES) が実施する特別な検査を受検する。 | 実施内容 | 【特別な検査の実施概要】 1. 確認場所 ① 事業者検査において、同時に確認する場所が2箇所以上ある場合には、各々の箇所では検査官が立会検査を実施。(複数の確認場所が同時にある場合には、抜き取りで確認場所を選定。) 2. 検査前状態 (条件) 確認 ① 検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成が検査要領書等に記載された状態であることを確認。 ② 検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成について、処置方法が適切に定められていることを確認。 ○ 今後の検査にフィードバックすべき事項があれば改善し、安全性の向上につなげる。 ○ 安全確保に必要な設備、要領書のレビュー 運転操作要領書・定期点検要領書 (当該設備を含む) 等、安全確保に必要なものについてレビューし、必要に応じて保安委員会において評価を受ける。 |
| 要求事項 | ○ 国の要求事項に基づく特別な検査の受検 ・「特別な検査の実施について (平成19年5月8日原子力発電検査課)」 ・「定期検査における特別な検査の実施について (平成19年5月8日原子力発電検査課 制定)」 | | |

具体的な行動計画

| 実施項目 | スケジュール (平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | | |
|------------------|-----------------|---------------------|----|----|------|----|-----|-----|-------------|----|----|----|--------|----|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 | |
| 直近の定期検査における特別な検査 | | 5/8 | | | 8/10 | | | | | | | | | | |
| | | 2号機第14回定期検査 | | | | | | | 1号機第27回定期検査 | | | | | | |
| | | 安全確保に必要な設備、要領書のレビュー | | | | | | | | | | | | | |

— 凡 例 —
 ▽□ : 計画, ▽□ : 実績

- H19.5.7: METI 「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」 発出
- ① 保安規定変更命令
- ② METI 対応の30項目行動計画策定

2号機第14回定期検査 (H19.8.10 終了) において、国 (NISA, JNES) による特別な検査が以下の観点で実施された。
 2号機第14回定期検査では、定期検査対象項目 (クラス I, II) 64項目および設備総点検の NISA 評価で区分 I となった非常用 DE G 関連の定期事業者検査 (クラス III) 3件が定期安全管理審査 (追加実地審査) として特別な検査が実施され、いずれも指摘事項はなく適切に実施されたとの評価を受けた。

【同時に確認する場所が、2箇所以上ある場合について】

- 操作と同時に動作する機器等がある場合には、検査官は二手に分かれ確認する。なお、現場においては、複数箇所が同時に動作する場合には、抜き取りにより確認場所を選択する。
- またこの場合、中央操作室の計器の指示値と現場の計器の指示値について比較し、同様の指示値であることを確認する。

【検査前状態 (条件) の確認について】

- 検査要領書に基づく確認リストや作業依頼票により、弁の開閉の状態を中央操作室の制御盤と現場の機器の状態とを比較し確認する。
- 制御盤のリフトやジャンパーが許可されたとおり実施されていることを確認する。
- 不自然な計器等が設置 (接続) されていないか確認 (第2中操を含む) する。なお設置が視認された場合には、その目的を確認する。

【検査前状態 (条件) の確認について】 (つづき)

- 弁やポンプ等については、動力電源が投入されていることを電源盤にて確認する。
- 検査要領書等に基づく確認書類により、安全装置の構成 (作動状況) を中央操作室の制御盤と現場の機器の状態とを比較し確認する。
- 原子炉施設保安規定や原子炉プラント停止時の安全管理要領等により、設置者が実施した原子炉停止中の安全装置の構成 (作動状況) が検査実施時のプラントの状態や停止時の安全管理事項に対して適切であることを確認する。
- 総合負荷性能検査においては、制御盤等に不要な処置がなされていないことを確認するものとし、不要な処置がなされていないことが確認できた場合は添付資料の「特別な検査の実施概要」に「該当なし」と記載する。

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価 (終了時に記載) | 備考 (懸案事項他) |
|--|----------------------------|---------------|------------|
| 2号機第14回定期検査実績 (受検検査数) NISA 定期検査対象 (クラス I) 7/7 件 JNES 定期検査対象 (クラス II) 57/57 件 | (検証方法) — (検証結果) — | — | |

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8(5) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応)

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|---|------|---|
| 目的 | 島根原子力発電所に対する特別原子力施設監督官による特別な監査・監督 | 実施内容 | 【保安検査の特別な監査・監督】 1. 特別原子力施設監督官による監査・監督 2. 保安検査期間を延長した特別な保安検査 ① 改正された保安規定の遵守状況確認 ② 定例試験（安全上重要な機器に係る試験、過去において不正が行なわれた試験等）への立会による機器等の健全性確認 ③ 再発防止対策の取組み状況確認 ○保安検査結果のフォロー 1. 各回の保安検査結果監視事項等の処置計画表作成・提出 2. 同上処置計画の実施結果評価 ○今後の検査へのフィードバック 今後の検査にフィードバックすべき事項があれば改善し、安全性の向上につなげる。 |
| 要求事項 | ○国の要求に基づく、19年度保安検査の受検 ・ 特別原子力施設監督官による監査・監督への適切な対応 ・ 保安検査期間を延長した特別な保安検査への適切な説明及び対応 | | |

具体的な行動計画

| 実施項目 | スケジュール (平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | |
|---|--|----|----|-----------------|----|----|---|-----|-----|-----|----|----|--------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 |
| 19年度保安検査受検 ・ 第1回～第4回の保安検査期間： 通常3週間→今年度4週間 | 4/27 特別原子力施設監督官発令 (METI) ▽ 9/12 保安規定第49次改正施行 ▽ 5/7 30項目の具体的な行動計画策定 (METI) 7/31 保安規定変更申請 ▽ 9/28 保安規定変更申請 | | | | | | | | | | | | | |
| | 6/5 第1回 6/29 | | | 9/3 第2回 9/28 | | | 第3回 | | | 第4回 | | | | |
| | 【主な検査項目】 ①発電設備の総点検の結果に係る再発防止の対策の実施状況 ②2号機非常用炉心冷却系ストレナ取替の実施状況 ③過去の違反事項に係る改善措置状況 ④マネジメントレビューの実施状況 ⑤定例試験の立会及び現場巡視 【検査結果】 ・保安規定違反及び監視事項なし ・定例試験の立会及び現場巡視結果から軽微な改善事項の指摘 | | | | | | 【主な検査項目】 ①発電設備の総点検の結果に係る再発防止の対策の実施状況 ②保安規定に基づく地震・火災等発生時の対応準備状況 ③2号機J/Pセンシングラインの振れ止め防止対策等の実施状況 ④変更命令により変更認可された保安規定の遵守状況 ⑤定例試験の立会及び現場巡視 【検査結果】 ・保安規定違反及び監視事項なし ・定例試験の立会及び現場巡視結果から軽微な改善事項の指摘 | | | | | | | |

○H19.5.7: METI「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」発出
 ①保安規定変更命令 (原子力関係) の行政処分
 ②METI 対応の30項目行動計画策定
 ○H19.5.7: 保安規定変更命令文書 (大臣から社長宛) (H19.7.31までに申請)
 ○H19.7.31 保安規定変更申請 (H19.8.21 一部補正申請)
 ○H19.8.31 保安規定認可 (施行: H19.9.12)
 ○H19.9.28 保安規定変更申請

| 現在の状況 | 対策の検証方法及び検証結果 | 自己評価 (終了時に記載) | 備考 (懸念事項他) |
|--|-----------------|---------------|------------|
| ○第1回保安検査フォローアップ ・改善処置計画表: 9/3 検査官へ提出 | (検証方法) _____ | _____ | |
| ○第2回保安検査フォローアップ ・改善処置計画表作成依頼: 10/5 (回答期限 10/25) | (検証結果) _____ | | |

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8 (6) 制御棒引き抜け等の報告義務化)

H19年9月末 現在

| | | | |
|------|------------------------------------|------|--|
| 目的 | 国からの行政処分に関する取組み | 実施内容 | 1、省令改正（制御棒引き抜け等の報告）への対応 【設備面・運用面の対応】 |
| 要求事項 | 省令改正（制御棒引き抜け等の報告） 制御棒自然引き抜け防護対策 | | 2、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。 3、CRD冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。 4、HCU隔離手順の整備 |

| 実施項目 | スケジュール（平成19年度） | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | |
|-----------------------------|----------------|----|--|----|---|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 |
| 1、制御棒引き抜け等の事象について報告 | | | ▽ 6/15省令改正 ▽ 当直長、連絡責任者への周知 故障・トラブル初動対応資料差替 | | | | | | | | | | | |
| 2、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。 | | | | | □ 2号機警報分離工事 □ 手順改正検討 ▽ 7/20手順改正施行 | | | | | | | | | |
| 3、CRD冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 4、HCU隔離手順の整備 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

－凡 例－
 ▽□：計画、▽□：実績

・実用炉報告基準の運用に関し、6/15付けで省令改正があり、想定外の制御棒引き抜け等の事象について報告が求められた。NISA から内規の通知があり、当直長、連絡責任者に周知し、各人に配布している故障・トラブル初動対応資料を差し替えた。

・2号機の警報分離の伴う操作手順の改正 7/20完了

・HCU隔離手順の整備 5/2完了

| 現在の状況 | 対策の検証方法及び検証結果 | 自己評価（終了時に記載） | 備考（懸念事項他） |
|---|---|--------------|-----------|
| ・2号機については第4回定検においてCRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離完了。 1号機については、第27回定検において実施予定。 ・インターロックについては、内容検討中。 ・「3、HCU隔離手順の整備」は5/2完了。 | 【4、HCU隔離手順の整備】 (検証方法) (1)「HCU隔離手順」(案)を保安運営委員会にて審議 (2)2号機第14回定検にて当該手順に基づき隔離操作を実施し、CRがドリフトしないことを確認する (検証結果) (1)保安運営委員会にて審議(4/3,4/25,4/27了承) (2)2号機第14回定検でのHCU隔離時、当該手順により実施し、異常のないことを確認した。 【3、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離】 (検証方法)保安運営委員会にて審議 (検証結果)保安運営委員会にて審議了承(7/19) | | |

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に推進」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表 (AP8(7) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開)

| | | | |
|------|---|------|---|
| 目的 | 国による特別な検査を含めた保安検査の結果の公開に同席し、当社の再発防止対策の実施状況について、積極的に情報発信することにより地域の皆さまの信頼回復に寄与する。 | 実施内容 | [保安検査の特別な監査・監督の内容] ○再発防止対策の実施状況の公表 ・公表資料作成 ○運転状況の公表 ・公表資料作成 |
| 要求事項 | ○保安検査結果の公開 ○再発防止対策の実施状況の公表 | | |

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画、▽□：実績

| 実施項目 | スケジュール (平成19年度) | | | | | | | | | | | | 平成20年度 | |
|----------------------------|-----------------|----|-----|------------------|-------|-----|---------|---------|-------|----|----|---------|--------|-------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 |
| ○保安検査結果の公開 | | | 第1回 | | | 第2回 | | | 第3回 | | | 第4回 | | |
| ○再発防止対策の実施状況の公表 ・公表資料作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○運転状況の公表 ・公表資料作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○分析・評価・改善 | | | | 検査結果公表 ▽ 7/26 | 分析・評価 | 改善 | | 公表 ▽ | 分析・評価 | 改善 | | 公表 ▽ | 分析・評価 | 改善 |
| | | | | | | | 鹿島町全戸訪問 | 分析・評価 | 改善 | | | | | 継続的改善 |

○保安検査結果の公開

国による四半期ごとの保安検査結果の公表時に同席し、当該期間中の再発防止対策実施状況、島根原子力発電所の運転状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況を公表する。

○分析・評価 (第1回)

再発防止対策実施状況や運転状況に係る報道は無かった。報道が無い理由を、ニュース性、新規性、当日の他のニュースの観点から分析・評価した。次回公表時には報道関係者によりアピールできるように改善策を検討している。

| 現在の状況 | 対策の検証方法と検証結果 | 自己評価 (終了時に記載) | 備考 (懸念事項他) |
|--|---|---------------|------------|
| ○第1回保安検査完了 1. 保安検査期間 ・6/5～6/29 (約4週間) ○第1回保安検査結果公表 当社の公表資料について、分析・評価の上、改善箇所を検討中。 | (検証方法) 公表時の報道関係者の受け止めおよび報道内容を集約し、次回に反映する。また、下期に計画している鹿島町全戸訪問において地域の皆さまからのご意見を集約し、反映する。 (検証結果) | | |